

令和6年度千葉地方労働審議会
第1回千葉県婦人既製洋服製造業最低工賃専門部会
議事録

令和7年2月5日
9：30～12：30
千葉労働局1階共用会議室

令和6年度千葉地方労働審議会
第1回千葉県婦人既製洋服製造業最低工賃専門部会

- 1 日時 令和7年2月5日(水) 9:30~12:30
- 2 場所 千葉労働局1階共用会議室
- 3 出席者(委員)
 - 公益委員
 - 藤波委員、堀口委員、山本委員
 - 家内労働者代表委員
 - 岡田委員、等々力委員
 - 委託者代表委員
 - 斉藤委員、鈴木委員、高橋委員
- 4 議題
 - (1) 部会長及び部会長代理の選出について
 - (2) 千葉県婦人既製洋服製造業最低工賃の金額について
 - (3) その他
- 5 資料
 - No.1 千葉地方労働審議会 千葉県婦人既製洋服製造業最低工賃専門部会委員名簿
 - No.2 家内労働法
 - No.3 地方労働審議会令
 - No.4 千葉地方労働審議会運営規程
 - No.5 千葉地方労働審議会千葉県婦人既製洋服製造業最低工賃専門部会運営規程
 - No.6 千葉県婦人既製洋服製造業最低工賃の改正について(諮問)(写)
 - No.7 千葉県婦人既製洋服製造業最低工賃
 - No.8 千葉県婦人既製洋服製造業最低工賃の改正経過
 - No.9 令和5年度 千葉県婦人既製洋服製造業家内労働実態調査結果の概要
 - No.10 令和3年度 千葉県婦人既製洋服製造業家内労働実態調査結果の概要
 - No.11 品目及び規格(工程)別工賃並びに所要時間等の状況
 - No.12 中央最低賃金審議会 目安制度の在り方に関する全員協議会報告について

- No.13 隣接都県の最低工賃表
- No.14 千葉県 家内労働者数・委託者数の推移
- No.15 千葉県の最低賃金の推移
- No.16 千葉市消費者物価指数 時系列データ（2020年基準接続指数）
- No.17 家内労働の現状（令和5年度）
- No.18 家内労働のしおり
- No.19 縫製に関する用語について
- No.20 婦人服の最低工賃ガイド（東京労働局）

6 議事内容

（賃金室長）

ただいまから千葉県婦人既製洋服製造業最低工賃専門部会を開催いたします。部会長及び部会長代理が選任されるまでの間、議事は事務局が進めさせていただきます。

まず、本専門部会の成立についてご報告いたします。

本日は、家内労働者代表委員の和田委員が所用により欠席されており、本日は公益代表委員3名、家内労働者代表委員2名、委託者代表委員3名、合計8名のご出席であり、全委員の3分の2以上にご出席をいただいておりますので、地方労働審議会令第8条第1項の規定により、本専門部会は有効に成立していることをご報告いたします。

続きまして、佐保労働基準部長からご挨拶を申し上げます。

（労働基準部長）

皆様おはようございます。労働基準部長の佐保でございます。

皆様方には、日頃より労働基準行政の推進に格別のご尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

ご承知のとおり、現在、千葉県内には婦人既製洋服製造業に係る最低工賃が定められているところでございますが、平成21年5月を最後に改定されておられません。

この間、千葉県の最低賃金は大幅に改正され、また近年は物価も大きく上がっているところでございます。

こういった状況を踏まえまして、今回の改正諮問に至ったわけですが、審議していただくにあたり、難しい点多々あるかと存じます。

本日、委員の皆様におかれましては、真摯なご議論を十分に尽くしていただき、部会報告の取りまとめにご協力をいただけますようお願いいたします。

私からは、以上でございます。

(賃金室長)

次に、僭越ではございますが、私の方から委員の皆様をご紹介させていただきます。ご紹介にあたりましては、50音順でお名前を呼ばさせていただきます。

《公益委員の紹介》

《家内労働者代表委員の紹介》

《委託者代表委員の紹介》

《事務局の紹介》

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(賃金室長)

それでは、議事に入らせていただきます。

議題2の(1)部会長、部会長代理の選出についてです。

部会長は、地方労働審議会令第6条第4項において、公益を代表する委員及び臨時委員のうちから委員及び臨時委員が選挙する、と規定されております。

そこで、この会議に先立ちまして、公益委員の皆様にご協議をいただいたところ、部会長には藤波委員が推薦されました。

公益委員の皆様による推薦のとおりでよろしいでしょうか。お諮りいたします。

《異議なし。旨の声》

(賃金室長)

ありがとうございます。

それでは、これからの議事進行を藤波部会長にお願いいたします。

(部会長)

本日、部会長を仰せつかりました藤波でございます。

ただいま基準部長の挨拶の中にもありましたが、今回工賃の改正に向けてということで、皆様ご意見があるかと思えます。

久々の会議ですし、忌憚のないご意見をお聞かせいただいた上で、いい結果に結び付けられたらと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、部会長代理を選出いたします。

部会長代理の選出につきましては、地方労働審議会令第6条第6項において、

公益を代表する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する、と規定されております。

つきましては、堀口委員を部会長代理にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(部会長代理)

はい、承知しました。

よろしくお願いいたします。

(部会長)

ありがとうございます。

よろしくお願いいたします。

続いて、本専門部会の公開・非公開についてですが、千葉地方労働審議会運営規程第5条但し書き、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合に該当すると判断しまして、会議については非公開といたします。

なお、三者が揃って議論する部分については議事録を作成の上、公開いたしますので、どうかご承知おきください。

それでは、本日の主要議題である千葉県婦人既製洋服製造業最低工賃の改正決定に入りたいと思いますが、まずは事務局から資料が用意されておりますので説明をお願いします。

(専門監督官)

資料2の5ページをご覧ください。

この資料は、最低工賃を定めている家内労働法の条文です。下から8行目の家内労働法第13条第1項をご覧ください。読みますと、最低工賃は、当該最低工賃に係る一定の地域と同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金との均衡を考慮して定めなければならない、とされております。

資料7をご覧ください。

こちらが現行の千葉県婦人既製洋服製造業の最低工賃の一覧です。

2行目の1、適用する家内労働者を読みますと、千葉県の区域内で婦人既製洋服製造業に係る上衣、ワンピース、コート、スカート又はスラックスのまとめの業務に従事する家内労働者となっています。ここで、まとめの業務について簡単にご説明いたします。

資料20の3ページ目の3番をご覧ください。

既製服の製造工程の中で、生地を裁断して縫った後のまつりやボタン付けなどの洋裁の仕上げ工程のことをまとめといいます。このまとめの業務の中には、手仕事で行なう場合があるため、縫製工場ではなく、家内労働者に委託されることがあるという位置づけです。

資料7に戻って頂きますと、表にあるとおり、25の工程ごとに最低工賃が設定されています。

資料8の1ページ目をご覧ください。

これまで千葉県婦人既製洋服製造業最低工賃が改正された経緯についてご説明します。上から2行目をご覧くださいと、昭和50年に新設され、以降は昭和58年、昭和61年、平成2年、平成21年と4回の改正を経て現在に至っています。

2ページ目をご覧ください。

1回目の改正は昭和58年に行われたもので、表の左半分にあるとおり、昭和57年の中央家内労働審議会の最低工賃の新設・改正の促進に関する報告で示された作業工程モデルに基づいた工程を採用して全面改正されたものです。また、右半分には1ページ目と同じ表を記載しております。

3ページ目をご覧ください。

昭和58年に全面改正された時の資料です。上から3行目に記載されているとおり、当時は工程ごとの設定所要時間を3班、局職員2名、公労使委員各1名の計5名で実地調査を行い、当時の最低賃金と調整率を掛けて工賃額を設定しています。ここで、調整率というのは、最低工賃額を設定するに当たって各工程の金額に一律の率を掛けることにより、実効性のある最低工賃を設定するためのものです。

4ページ目をご覧ください。

2回目の改正は、昭和61年に行われたもので、1回目の改正と同様の方法で工賃額を設定したものです。

5ページ目をご覧ください。

3回目の改正は、平成2年に行われたもので、前回の工賃額に最低賃金の上昇率を掛けて工賃額を設定したものです。

6ページ目をご覧ください。

4回目の改正は、平成21年に行われたもので、前回の工賃額に最低賃金の上昇率と調整率を掛けて工賃額を設定したものです。なお、これまで4回の改正がありました。すべて円未満は四捨五入しています。

資料9をご覧ください。

令和5年度千葉県婦人既製洋服製造業家内労働実態調査結果については、昨年度の家内労働部会でご説明させて頂いた経過もありますが、最低工賃につい

て議論するための基礎となる資料ですので、簡単にご説明します。

3 ページ目の 9 をご覧下さい。

調査結果の概要を記載しております。9 の (1) に、委託者の調査結果をお示ししています。①と②に、委託者数と家内労働者数ともに前回調査した令和 3 年よりも増加し、委託者が 8 者、家内労働者が 52 名でした。

4 ページ目の中段ほどの⑥をご覧下さい。

最低工賃の今後の引き上げについて、容認できないが 3 者、容認できるが 4 者でした。それぞれの理由も、下にお示ししています。

4 ページ目の (2) に、家内労働者の調査結果を取りまとめています。

①と②に、回答があったのは 9 名で、回答のあった家内労働者の平均年齢は 70 歳で、70 代以上の高齢者が中心でした。③の 3 行目には、働いている理由の主なものは、余暇時間を活用するため 6 名、家計の補助のため 4 名、自分の自由になるお金を得るため 3 名、生きがいのため 1 名でした。

10 ページ目の第 11 表、工賃設定方法をご覧下さい。

委託者が工賃を設定する場合、品名、工程、規格ごとに決めている場合と、一着又は一本単位で決めている場合がありますが、いずれも複数の工程を積み上げて工賃を設定しています。実際に、家内労働者が一つの品名や一着のまとめ作業を完成させるためには、複数の工程の作業を行う必要があるため、一つの工程だけを長時間行うということはありません。

資料 10 は、前回の令和 3 年度の実態調査の結果を参考までに添付しました。

資料 11 をご覧下さい。

資料 9 の回答をもとに品名及び規格 (工程) 別工賃並びに所要時間等の状況をお示したものです。タイトルに (No. 9 の委託者調査票から集計) と記載されていますが、実際には、家内労働者の調査結果も合わせて集計したものですので、タイトルのカッコ内の委託者という文言を削除して下さるよう訂正いたします。申し訳ございません。中ほどの列に、1 時間当たり工賃額 C を記載しておりますので、参考までにご覧下さい。

資料 12 をご覧下さい。

令和 5 年 4 月 6 日付けの中央最低賃金審議会の目安制度の在り方に関する全員協議会報告です。

4 ページの令和 5 年度から適用される目安のランクの左側の表をご覧下さい。

令和 5 年度からは、中央最低賃金審議会が 47 都道府県を 3 つのランクに分け、地域別最低賃金額改定の目安を作成し、地方最低賃金審議会へ提示しています。千葉は、最も高い引上げ額のランクに相当する A ランクに分類されております。

資料 13 をご覧下さい。

隣接都県の最低工賃表をお示しします。資料 12 で、千葉の最低賃金の目安の

ランクがAランクであることをご説明しましたところですが、千葉と同じAランクで比較したものとなります。Aランクに該当する都府県は、埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪の6都府県ですが、このうち神奈川、愛知、大阪は、婦人既製洋服製造業に類する最低工賃が設定されておりません。また、埼玉は縫製業として設定されています。以上のことから、東京と埼玉とを比較した資料を作成したものです。なお、同じ工程であっても、規格が千葉とは異なるものがあります。このため、工程が同じでも単純に金額を比較できない場合があることにご留意下さるようお願いいたします。

この表の下の1、東京の最低工賃の直近の改正内容についてご説明いたします。東京は、千葉と同様に東京都婦人既製洋服製造業最低工賃として設定され、令和6年8月31日付けで改正されております。改正の計算根拠は、2通りの計算方法のうち高い方を最低工賃とするものです。①の計算方法は、平成21年東京都最低賃金766円と令和5年東京都最低賃金1,113円とを比較したところ45.3%引上げとなっていることから、原則一律45.3%の引上げで、円未満切上げ。②の計算方法は、令和5年東京都最低賃金1,113円と令和5年埼玉県最低賃金1,027円とを比較したところ、東京都最低賃金が8.3%高くなっていることから、埼玉県縫製業最低工賃と類似の工程・規格については、埼玉県縫製業最低工賃を一律8.3%引上げで、円未満切上げ。その結果、表の緑色の右の列にお示ししたとおり、全体の引上げ率は単純平均で53.86%となったものです。

次に、埼玉の最低工賃の直近の改正についてご説明いたします。埼玉は、千葉とは異なる埼玉県縫製業最低工賃として設定され、令和5年5月5日に改正されました。改正の根拠になったのは、表の下の2に記載したとおり、平成10年の埼玉県最低賃金664円と令和4年の埼玉県最低賃金987円を比較すると48.64%の引上げとなりますが、縫製業が厳しい環境にあることを踏まえ、表のオレンジ色の右の列にお示ししたとおり、14%の引上げ（円未満切上げ）となったものです。東京と埼玉は、改正するに当たって円未満を切り上げています。

資料14をご覧ください。

千葉県内の家内労働者数や委託者数の推移です。赤字の部分が今回最低工賃を議論する婦人既製洋服製造業で、直近の令和6年10月現在では、一番右の欄に記載されているとおり、委託者が8者、家内労働者が44名です。

資料15をご覧ください。

現在までの千葉県の最低賃金の推移です。

資料16をご覧ください。

千葉市消費者物価指数の時系列データです。黄色の持家の帰属家賃を除く総合のデータの平成20年と令和5年の数値をご覧ください。一番下の行に赤字で、参考、持家の帰属家賃を除く総合のデータの令和5年の数字から平成20年の数

字を引いた数字を記載しており、10.9ポイント上昇となっています。

資料17をご覧ください。

家内労働の現状について、厚生労働省が作成している資料です。令和6年度版がまだ示されておりませんので、令和5年度版をお示ししています。

資料18をご覧ください。

令和6年度版の家内労働のしおりです。家内労働法の概要等が記載されています。

資料19をご覧ください。

縫製に関する用語について解説した参考資料です。縫い方や工程の表に記載されている作業方法の一例をお示ししております。

続きまして、ピンクの表紙の別冊の参考資料をご覧ください。

これまでの千葉の最低工賃の改正の経過や、他県の改正の経過を踏まえて試算しましたので、ご説明します。

資料1の現行の最低工賃額に県最賃の上昇率を乗じた場合についてご説明します。

2行目に記載したとおり、前回改正の金額に千葉県最低賃金の平成20年から令和5年の上昇率141.9%を乗じて全工程の金額を算出したものです。ここで、円未満の端数処理について、千葉ではこれまで四捨五入としておりましたが、東京や埼玉の改正では切上げとしていました。このため、水色の③には円未満を四捨五入した金額を、薄緑色の④には円未満を切上げとした金額をそれぞれ記載し、③と④とを比較したときに金額が変わるものを薄緑にしています。

資料2をご覧ください。

資料1の影響について検討した結果です。資料1のとおり最低工賃を引き上げた場合に、違反になる工程を黄色にしています。下から2行目に、工程総数41件、うち違反18件となるため、影響率は43.9%となります。一番下の影響率は、③の円未満四捨五入した金額と、④の円未満切上げた金額とはともに同じです。

資料3の現行の最低工賃額に県最賃の上昇率と調整率を乗じた場合（円未満四捨五入）をご覧ください。

資料1でお示した県最賃の上昇率に、調整率を掛けて工賃額を算出したもので、円未満を四捨五入にしたものです。調整率が70%から始まっているのは、この金額が現行の金額と同じ額となるからです。2段書きの上の段には調整率を掛けて円未満を四捨五入とした工賃額を、下の段には違反となる工程の件数を記載し、違反となる工程を黄色にしています。表の下から3行目に、単純平均の上昇率を、下から2行目に違反件数を、一番下に影響率をそれぞれ記載しました。

資料4をご覧ください。

資料3の円未満を切り上げたものです。これは、資料3と同様に計算し、円未満を切上げにしたものです。

資料5の現行の最低工賃額に千葉県消費者物価指数の上昇率を乗じた場合をご覧ください。

先ほど、資料16でご説明した千葉市の消費者物価の持家の帰属家賃を除く総合の平成20年から令和5年の上昇率110.9%を乗じて全工程の金額を算出したものです。水色の③には円未満を四捨五入にした金額を、薄緑色の④には円未満切上げとした金額をそれぞれ記載し、③と④とを比較したときに金額が変わるものを薄緑にしています。表の下から3行目以降には、資料3や資料4と同様に上昇率、違反件数、影響率を記載しました。

ご説明は以上です。

(部会長)

ありがとうございました。

ただいまの事務局説明などについて、何かご質問はございますか。

(委託者代表委員)

一点だけ教えて下さい。資料13の一番下に埼玉県 lowest wage setting method があります。最低賃金を比較する中で48.64%の引上げとなるが、厳しい環境にあることを踏まえ14%の引上げとなった過程で、調整率を使ったということでしょうか。

(専門監督官)

いま答えを持ち合わせておりませんので、ご確認のうえ後ほど回答いたします。

(部会長)

それでは、ただ今の委託者代表委員からのご質問は後ほどご回答いただくといたしまして、他にご質問などはございますか。

今後、議論していく中でその都度質問させていただくということでしょうか。

《はい。結構です。旨の声》

(部会長)

事務局に伺いますが、今回、最低工賃の改正決定について審議を行うに当たっ

て、関係家内労働者及び委託者から意見の提出はあったでしょうか。

(賃金室長)

令和6年11月8日から同年11月22日までの間に意見公示の手続きを行いました。意見の提出はありませんでした。

(部会長)

ありがとうございました。

お聞きのとおり、関係者からの意見申し出はないとのことでした。

それでは協議に入りたいと思いますが、本日は婦人既製洋服などの服飾関係の専門家として公益代表委員の山本委員にご出席をいただいておりますので、業界内の話までは難しいかもしれませんが、昨今の縫製技術や機械化の状況、現在の最低工賃についてのご意見などをお聞かせいただければと思いますが、山本委員よろしいでしょうか。

(山本委員)

はい、分かりました。

それでは、私の方から、専門家という立場からみた婦人既製洋服を含めた服飾関係のお話をさせていただきたいと思います。

私は、大学の服飾造形学科で勤めております。研究内容は、アパレル業界のIT化という観点から、アパレルCAD教育、3Dスキャナーを用いた人体計測を行い、各種パターン設計等を行っております。その中では、アパレル業界の縫製方法を指導する内容の授業も行っております。私の研究内容からも、アパレル業界のIT化は目覚ましいものがあります。しかし、授業でも行っておりますが、縫製方法をいくら変えても手作業というものが残ってしまいます。

さっき、資料の説明がございました7番の資料を見ていただければと思います。これらが、どうしても手作業として残る作業の一覧です。これらの多くは、大学1年生の授業で行いますが、間違いやすい技術でもあります。ホック付けなどは習得するまで時間を要するものです。本学でも縫製を就職に考える学生もおりますが、賃金の安さから長続きはしないというのが現状です。工賃が上がれば就職先として考える学生もいるかもしれません。賃金を上げ、若い人たちに魅力のある職業になっていくことが大切です。また、現状70から80代の女性が労働者の中心であることから今後の先細りも否めません。ぜひ、最低工賃を上げ、若い人たちに魅力のある職業になっていくことが大切であると考えます。私からは、以上でございます。

(部会長)

ありがとうございました。ただいまの山本委員からのご説明に対して、何かご質問等はございませんか。

(部会長)

私から1点お聞かせいただきたいです。

先ほど、若い学生さん達も就職に検討するけれど、工賃が安いとか長続きしないとおっしゃったのですが、どの程度今の若い学生さん達が最初に検討の余地として考えているのかどうか、最初から工賃が安いからほぼ検討に入らないのか、それとも作業としては好きでもお金が安いから選択としては外れるというスタンスなのか、どちらが先なのか、ご存じであれば教えていただきたいです。

(山本委員)

縫製をやりたいという学生は結構いるけれども、新卒として考える職種としましては、家内労働ではなくて縫製をやっている企業になります。でも、そういうところでも賃金が安くて結局長続きしなくて、他の一般職に移ってしまうというのが現状です。家内労働を行うに当たり、例えば結婚して就職を辞めて子育てしながら仕事をできるということになれば、こういう職業も考えられると思います。その中で、やはり賃金にある程度のものがなければ、他のパートにいつてしまうと思うので、やはり今回、工賃を上げていくことが大変重要です。

(部会長)

ありがとうございました。

私から質問させていただきましたが、他に皆様、何か質問やご意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(家内労働者代表委員)

直近ですと、先ほど説明のあった東京の方で賃上げがされたという実績があるのですが、それを受けて学生さんか、業界の方で何か変わったという情報がありますか。

(山本委員)

そういったものはないですね。大学の新卒となりますと、家内労働というところにはすぐに結びつかないのでそういう情報はないです。

(家内労働者代表委員)

ありがとうございます。

(部会長)

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

また審議の過程等でご質問させて頂くこともあるかと思しますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、婦人既製洋服製造業最低工賃の改正に向けた考えなどについて、それぞれの側からご意見をお伺ひしたいと思います。

まずは、家内労働者側からお願いいたします。

最初のご意見となりますので、引上げ率や額等について踏み込んで話をさせて頂けるとよろしいかと思しますのでよろしくお願ひいたします。

(家内労働者代表委員)

この婦人既製洋服製造業をはじめとする家内労働については、先ほどご説明もありましたとおり、全体としては減少傾向にあるということですが、今なお製造業を下支えする重要な役割を担っているという認識です。

現在の家内労働者は高齢者が中心ということで、今後の担い手や人材確保の観点からも、労働の対価として相応しい水準に引き上げるべきだと考えております。

また、この専門部会は平成21年に改正を行って以来16年ぶりの開催となり、その間、千葉県の最低賃金は当時723円から令和5年では1,026円ということで、上昇率はプラス41.9%となっています。

千葉県の最低賃金との整合性を保つためには、現行プラス41.9%の水準に改正を行うべきというのが基本的な考えです。

しかしながら、先ほどご説明のありました隣接する都県の状況などを踏まえるとともに、千葉県の状況や実情を考慮に入れながら、公益の先生のご知見も伺いながら議論を尽くして結論を出せたらと思っています。

以上となります。

(部会長)

ありがとうございました。

他に補足意見などはあるでしょうか。

(家内労働者代表委員)

《ありません。旨の声》

(部会長)

ただいまの家内労働者側のご意見について、委託者側の方から何かご質問などはありますか。

(委託者代表委員)

《ありません。旨の声》

(部会長)

続きまして、委託者側からのご意見を申し上げます。

(委託者代表委員)

基本的な考え方は、いま家内労働者代表委員からお話のあったことに特に異論もなく、ほぼ同じ考え方です。

長らく改正がなされていなかったということで、過去の審議状況や昨今の物価の動きも踏まえつつ、データに基づいて議論していければと思っています。

平成 21 年、前回の改正時からの最低賃金の改正率 141.9%というのが一つの基準になると思っています。

ただ、先ほどご説明頂いているように、これを用いて改定した場合、ほとんどの工程で違反が発生することを踏まえると、過去の改正で使われていた調整率を使って適正なところを探っていくのが適当ではないかと思えます。

数字も用意してきたのですが、いまこの資料を見る中で疑問があったので、今この場では具体的な改正案の提示については差し控えさせていただきます。

以上です。

(部会長)

ありがとうございました。

では、細かいところは後ほどご意見等あるということですね。

続いて委託者側の鈴木委員からもご発言をお願いしたく存じます。

鈴木委員は経営されている会社で家内労働者を使用されているとのことですので、本件の業態とは異なるのですが、家内労働の環境や状況などについてお話をいただくと非常に参考になると思いますので、ぜひご発言をよろしく願います。

(鈴木委員)

ご指名ですので、お話しさせていただきます。

弊社の業種は、印刷業です。業態が違いますので、参考になるかは分かりかね

るところがありますが、弊社の現在の家内労働者の状況について、令和6年4月1日提出した委託状況届の資料から、お話しします。1つは、印刷データ制作用の手書き文字のテキスト入力です。以前は、顧客からの印刷入稿原稿の手書き原稿文字のテキスト入力を家内労働者に委託しておりましたが、現在、顧客からの手書き文字入稿は少なくなり、入稿文字はデータ入稿に変わり、家内労働者へ委託することは、少なくなりましたので、文字入力の出来る会社に委託しております。というのは、さっき山本委員の話がありましたが、実際のところ社会の流れもあって、家内労働者は毎月、最低収入になる、安定的な仕事を希望していますが、委託者側としては、家内労働者に毎月安定した仕事を委託できないために、家内労働者は家内労働を止める、或いはパートに転職をされております。次に2つ目ですが、弊社の業務でコピーサービスがあり、製本作業等の一部を委託しておりましたが、現在、顧客のO A化により受託業務が激減し、委託することは無くなりました。最後に3つ目ですが、筆耕という委託業務があります。簡単にいえば毛筆書きです。現在、委託している家内労働者は2名です。この業務は、顧客が求める毛筆書きの出来る方が大変少なく、2名の方にはこちらから頭を下げてお願いしているような状況です。平成21年頃からの工賃のアップ率は、賞状の全文書き、名前書き、宛名書き等ありますが、業務により30%~50%アップしております。家内労働者には、頭を下げてお願いしている状況ですから、気分を害することなく、気持ち良く、出来るだけ長く、仕事をしていただきたいと思います。

以上により、業態は違いますが、家内労働者の最低工賃が、平成21年5月を最後に改定されてないということですし、この業態にどうしても必要な方々だと思います。更に、今後若い方々が継承されなければ、いつかは家内労働者がゼロになることも懸念されます。委託者側としまして、最低工賃を上げることは大変厳しいことではありますが、工賃をアップするというのはアップ額にもよりますが、やむを得ないと思います。

以上です。

(部会長)

ありがとうございました。

他に補足意見などはあるでしょうか。

(賃金室長)

先ほど委託者代表委員からご質問頂きました件につきまして、ご説明いたします。

(専門監督官)

埼玉県最低工賃の改正の経緯についてですが、埼玉の場合は千葉とは異なる形で試算しています。

埼玉の試算表は、現行の工賃額にダイレクトに引き上げ率何パーセントという数字をかけた表をあらかじめ作って委員に提示しております。

ご回答としては、埼玉の場合、千葉と違って調整率を使っていないということでご理解頂ければと思います。

(部会長)

他にご意見やご質問等ございますか。

では、双方のご主張は出揃いました。

大筋は皆さん引上げということで、目安もある程度意識しつつですが、まだ完全に一致していることではないようですので、ここからは個別協議に移りたいと思います。よろしいでしょうか。

《異議なし。旨の声》

(部会長)

それでは、事務局は双方の委員を別室にご案内して頂けますか。

《家内労働者代表委員、委託者代表委員、それぞれ別室にて協議》

《再開》

(部会長)

それでは再開させていただきます。

初めに委員の皆様方には円滑な議論の取りまとめにご協力いただきまして感謝申し上げます。

簡単に、まず家内労働者側の方のご主張として、まず一つは人材確保の観点から引き上げを目指すということが大前提であるということとはいえ、100%というのは現実的ではないかもしれないということで、当初は調整率90%からお話を頂いたところでございます。

もう一つ、東京はかなり大幅に引き上げているということもあるので、隣接している千葉としては繰り返しになりますが人材確保からみても、やはりある程度の大きな引上げが必要ではないか、ということであった訳です。

委託者側の方からしますと、東京に隣接しているとはいえ千葉は広いという

ことで一律に論ずることは厳しいところがあるということで、影響率 10%が目安としてご検討頂いた中で、当初両者に数字の乖離があった訳です。

公益としましては、委託者側が影響率 10%台というところで事務局に用意して頂いた資料をみますと調整率 75%という値が出てきましたので、そちらに消費者物価上昇率の 110%を掛けることで出てくる調整率 82%をご提案させていただいたところでは、

委託者側の方からは、調整率が 82%だと影響率が 10%を超えますが 10%台にとどまること、違反件数が当初の 4 件から 5 件となり 1 件の増加にとどまること、影響率が 10%を超えますが調整率が 78%から 82%が影響率 12.2%となり、影響率 10%台の最大のところが調整率 82%となることで、ご了解頂いたところでは、

他方、家内労働者側の方からは、やはり本来であれば 90%引き上げることを目指すべきとおっしゃっていたわけですが、他方でまず引き上げることが大前提であること、千葉で仕事をする人がいなくなってしまうようなこともあるので大幅に引き上げてほしいが、今回に限ってはまた 2 年後に検討する場があるということ踏まえ、検討し続けることを前提に、今回公益で提案させていただいた調整率 82%でご了解頂いたところでは、

この調整率 82%で両者ご理解いただいた経緯がありましたが、双方で何か補足のご意見や説明事項があれば、ご発言をお願いいたします。

《ありません。旨の声》

(部会長)

それでは、千葉県婦人既製洋服製造業最低工賃を単純平均 115.1%引き上げること、その発効日を法定どおりとすることについて賛成の委員の方、挙手をお願いいたします。

《一同挙手》

(部会長)

ありがとうございます。

全会一致で決議されましたので、事務局は部会長報告案を準備して下さい。

《部会長報告書（案）を配付》

(部会長)

それでは、事務局の方で部会長報告案を読み上げていただければと思います。

(専門監督官)

《部会長報告（案）を朗読》

(部会長)

ありがとうございました。

ただいまの内容で皆さんよろしいでしょうか。

《異議なし。旨の声》

(部会長)

では、原案どおり部会長報告が承認されましたので、千葉地方労働審議会の本審議会に提出することといたします。

本専門部会の決議は、千葉地方労働審議会運営規程第10条に基づき、千葉地方労働審議会の議決とすることとされているため、答申文を準備いたします。

事務局は答申文案を準備して下さい。

《答申文（案）を配付》

(部会長)

それでは、事務局の方で答申文案を読み上げていただければと思います。

(専門監督官)

《答申文（案）を朗読》

(部会長)

ありがとうございました。

ただいまの内容でよろしいでしょうか。

《異議なし。旨の声》

(部会長)

原案どおり答申文が承認されましたので、これを答申することといたします。

《部会長から労働基準部長に答申文を手交》

(労働基準部長)

ただ今、答申をいただきました。

本日は、長時間にわたり本当に真摯な御議論をいただき、全会一致でのご答申をいただき、どうもありがとうございました。

(部会長)

続いて、議題2の(3)その他です。

何かご発言のある委員の方はいらっしゃるでしょうか。

《特にありません。旨の声》

(部会長)

事務局からは、何かありますか。

(賃金室長)

本日答申をいただきましたので、この後、異議申出の公示を行います。

公示期間は、2月20日の木曜日までとし、異議申出があった場合は異議審を開催することになります。

異議申し出がなかった場合は、速やかに官報公示を行い、公示から30日経過後に効力が発生することになります。

事務局からは以上です。

(部会長)

以上をもちまして、本日の千葉県婦人既製洋服最低工賃専門部会を閉会いたします。

皆様、どうもありがとうございました。